

新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

最新資料はこちら(法務省HP)を御覧ください。

新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)
http://www.moj.go.jp/nyuukukanri/kouhou/nyuukukanri01_00127.html

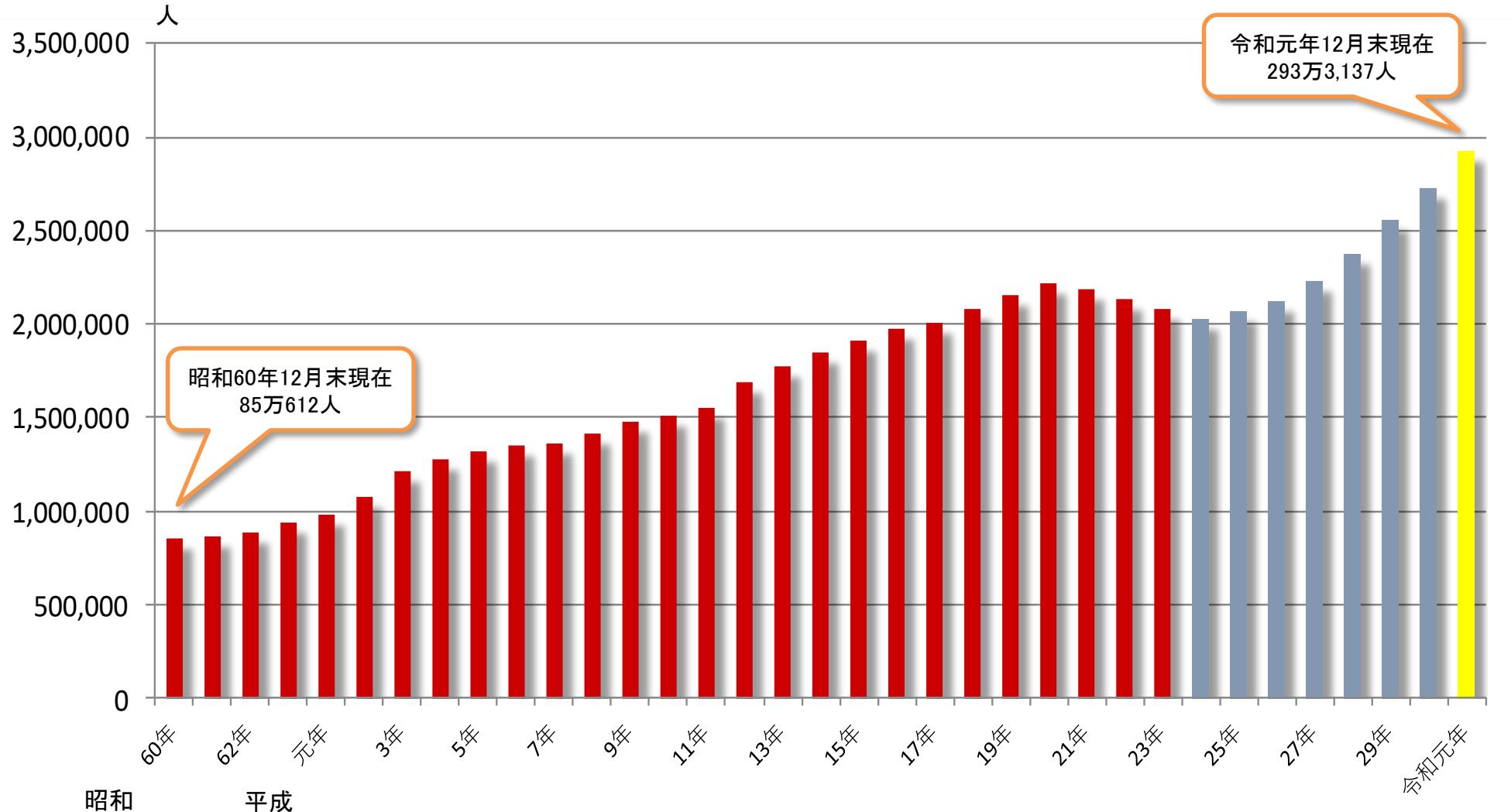
【資料(目次)】

1 在留外国人の推移	1
2 在留資格一覧表	2
3 在留外国人の在留資格・国籍別内訳(令和元年6月末)	3
4 外国人労働者数の内訳	4
5 外国人労働者の受入れ	5
6 制度概要 ①在留資格について	6
7 分野別方針について(14分野)	7
8 技能実習と特定技能の制度比較(概要)	10
9 制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について	11
10 制度概要 ③就労開始までの流れ	12
11 支援計画の概要①	13
12 支援計画の概要②	14
13 登録支援機関とは	15
14 届出について(受入れ機関・登録支援機関)	16
15 特定技能における分野別の協議会について	17
16 「特定技能」に関する二国間取決め(MOC)の概要	18
18 特定技能制度全体の運用状況	19
19 基本方針・分野別運用方針・主務省令等について	22
20 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	31
21 参考資料	35

在留外国人の推移



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan



※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

在留資格一覧表



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

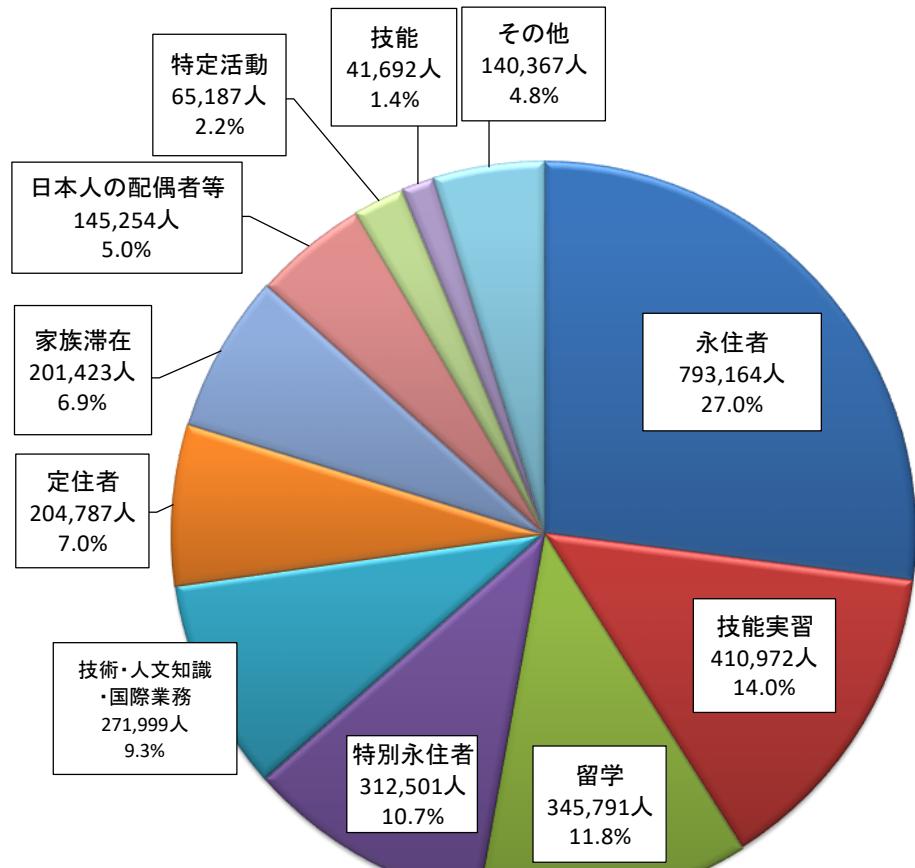
就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

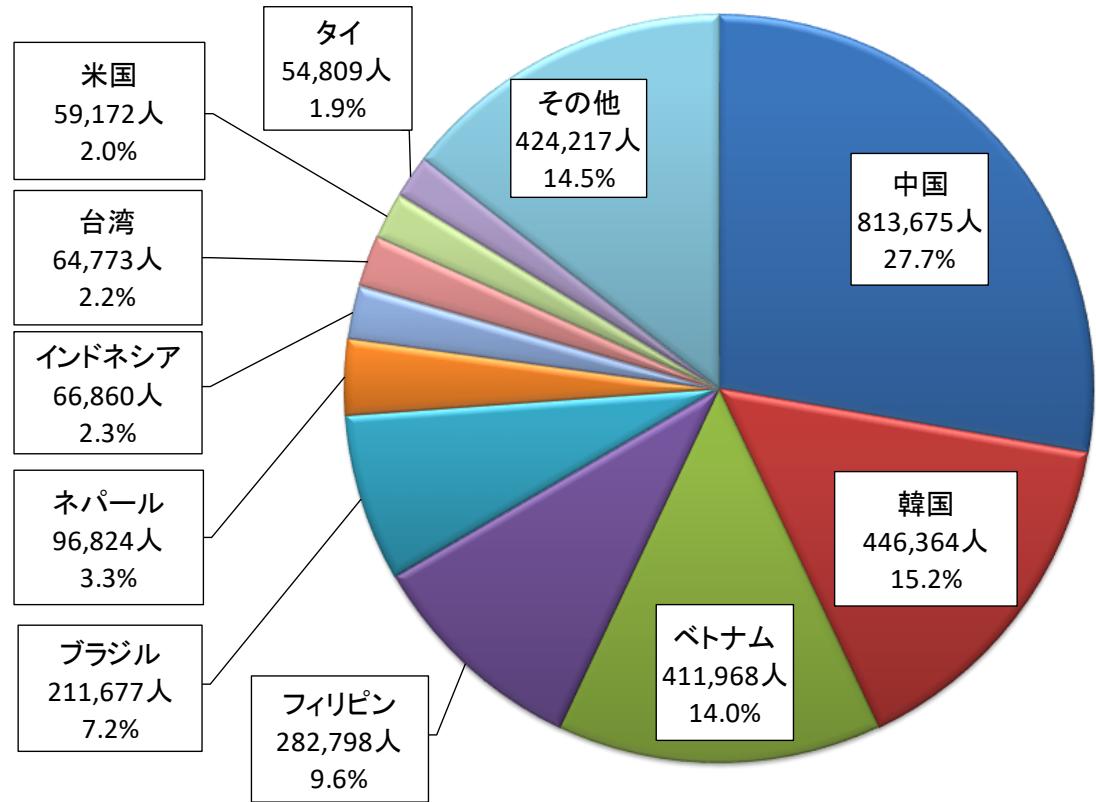
※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数（総数） 293万3,137人

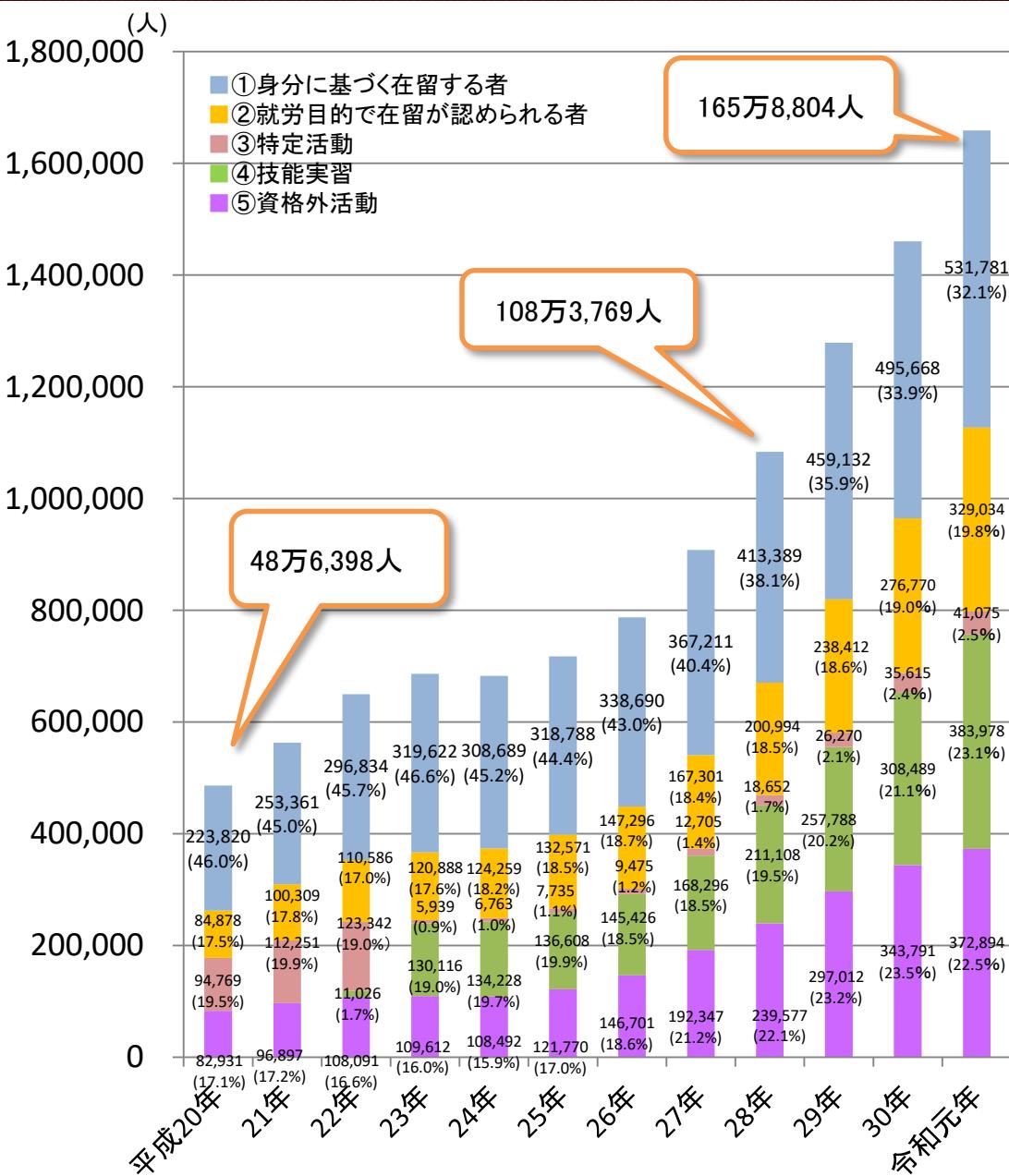
在留資格別



国籍・地域別



外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者

約53.2万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者

約32.9万人

（いわゆる「専門的・技術的分野」）
・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動

約4.1万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習

約38.4万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等）

約37.3万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。



現在の基本的な考え方

専門的・技術的
分野の外国人



積極的に受入れ

- 我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- 我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

上記以外の
分野の外国人



様々な検討を要する

- 我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））



- **特定技能 1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
 (14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(特定技能 2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

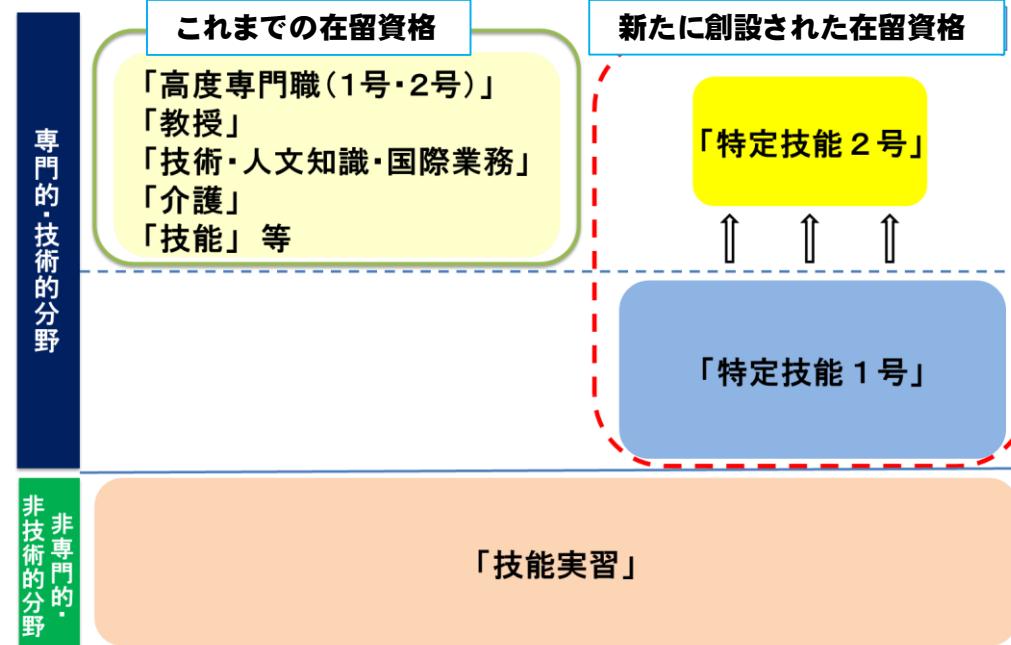
特定技能 1号のポイント

- 在留期間：1年、6ヶ月又は4ヶ月ごとの更新、**通算で上限5年まで**
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6ヶ月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

就労が認められる在留資格の技能水準



分野別運用方針について(14分野)

分野	人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の最大 値)(注)	人材基準		その他重要事項																			
		技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件																	
厚 労 省	介護 60,000人	介護技能 評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上(上記に 加えて)介護 日本語評価 試験	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) <p>(注)訪問系サービスは対象外</p> <p style="text-align: right;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定 																	
	ビルクリー ニング 37,000人	ビルクリー ニング分野 特定技能1 号評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物内部の清掃 <p style="text-align: right;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること 																	
経 産 省	素形材 産業 21,500人	製造分野 特定技能 1号評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">・鋳造</td><td style="width: 33%;">・工場板金</td><td style="width: 33%;">・機械検査</td></tr> <tr> <td>・鍛造</td><td>・めっき</td><td>・機械保全</td></tr> <tr> <td>・ダイカスト</td><td>・アルミニウム</td><td>・塗装</td></tr> <tr> <td>・機械加工</td><td>陽極酸化処理</td><td>・溶接</td></tr> <tr> <td>・金属プレス加工</td><td>・仕上げ</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right;">〔13試験区分〕</p>	・鋳造	・工場板金	・機械検査	・鍛造	・めっき	・機械保全	・ダイカスト	・アルミニウム	・塗装	・機械加工	陽極酸化処理	・溶接	・金属プレス加工	・仕上げ		直接	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 		
・鋳造	・工場板金	・機械検査																					
・鍛造	・めっき	・機械保全																					
・ダイカスト	・アルミニウム	・塗装																					
・機械加工	陽極酸化処理	・溶接																					
・金属プレス加工	・仕上げ																						
産業機械 製造業 5,250人	製造分野 特定技能 1号評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">・鋳造</td><td style="width: 33%;">・工場板金</td><td style="width: 33%;">・電子機器組立て</td></tr> <tr> <td>・鍛造</td><td>・めっき</td><td>・電気機器組立て</td></tr> <tr> <td>・ダイカスト</td><td>・仕上げ</td><td>・プリント配線板製造</td></tr> <tr> <td>・機械加工</td><td>・機械検査</td><td>・プラスチック成形</td></tr> <tr> <td>・塗装</td><td>・機械保全</td><td>・金属プレス加工</td></tr> <tr> <td>・鉄工</td><td>・工業包装</td><td>・溶接</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">〔18試験区分〕</p>	・鋳造	・工場板金	・電子機器組立て	・鍛造	・めっき	・電気機器組立て	・ダイカスト	・仕上げ	・プリント配線板製造	・機械加工	・機械検査	・プラスチック成形	・塗装	・機械保全	・金属プレス加工	・鉄工	・工業包装	・溶接	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
・鋳造	・工場板金	・電子機器組立て																					
・鍛造	・めっき	・電気機器組立て																					
・ダイカスト	・仕上げ	・プリント配線板製造																					
・機械加工	・機械検査	・プラスチック成形																					
・塗装	・機械保全	・金属プレス加工																					
・鉄工	・工業包装	・溶接																					
電気・電子 情報 関連産業 4,700人	製造分野 特定技能 1号評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">・機械加工</td><td style="width: 33%;">・機械保全</td><td style="width: 33%;">・塗装</td></tr> <tr> <td>・金属プレス加工</td><td>・電子機器組立て</td><td>・溶接</td></tr> <tr> <td>・工場板金</td><td>・電気機器組立て</td><td>・工業包装</td></tr> <tr> <td>・めっき</td><td>・プリント配線板製造</td><td></td></tr> <tr> <td>・仕上げ</td><td>・プラスチック成形</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right;">〔13試験区分〕</p>	・機械加工	・機械保全	・塗装	・金属プレス加工	・電子機器組立て	・溶接	・工場板金	・電気機器組立て	・工業包装	・めっき	・プリント配線板製造		・仕上げ	・プラスチック成形		直接	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 			
・機械加工	・機械保全	・塗装																					
・金属プレス加工	・電子機器組立て	・溶接																					
・工場板金	・電気機器組立て	・工業包装																					
・めっき	・プリント配線板製造																						
・仕上げ	・プラスチック成形																						

分野別運用方針について(14分野)

国 交 省	建設	40,000人	建設分野 特定技能 1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ ・とび ・建築大工 ・配管 ・建築板金 ・保温保冷 ・吹付ウレタン断熱 ・海洋土木工 ／表装 <p>[18試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の受け入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受け入れ建設企業単位での受け入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受け入れ計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受け入れ計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野 特定技能 1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て <p>[6試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車整備	7,000人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 <p>[1試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	2,200人	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) <p>[2試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> ・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 <p>[1試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

分野別運用方針について(14分野)

農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) <p style="text-align: right;">[2試験区分]</p>	直接派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験 (漁業又は養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) <p style="text-align: right;">[2試験区分]</p>	直接派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食料品製造業	34,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) <p style="text-align: right;">[1試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> ・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) <p style="text-align: right;">[1試験区分]</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

(注)14分野の受け入れ見込数(5年間の最大値)の合計:345,150人

技能実習と特定技能の制度比較（概要）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確實に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託也可。
全部委託すれば③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

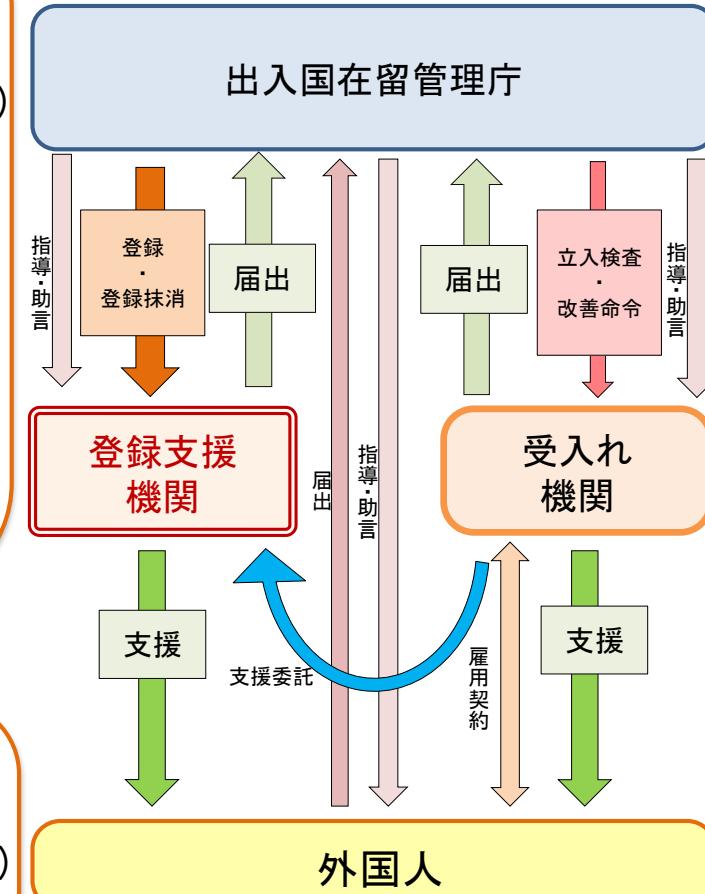
登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

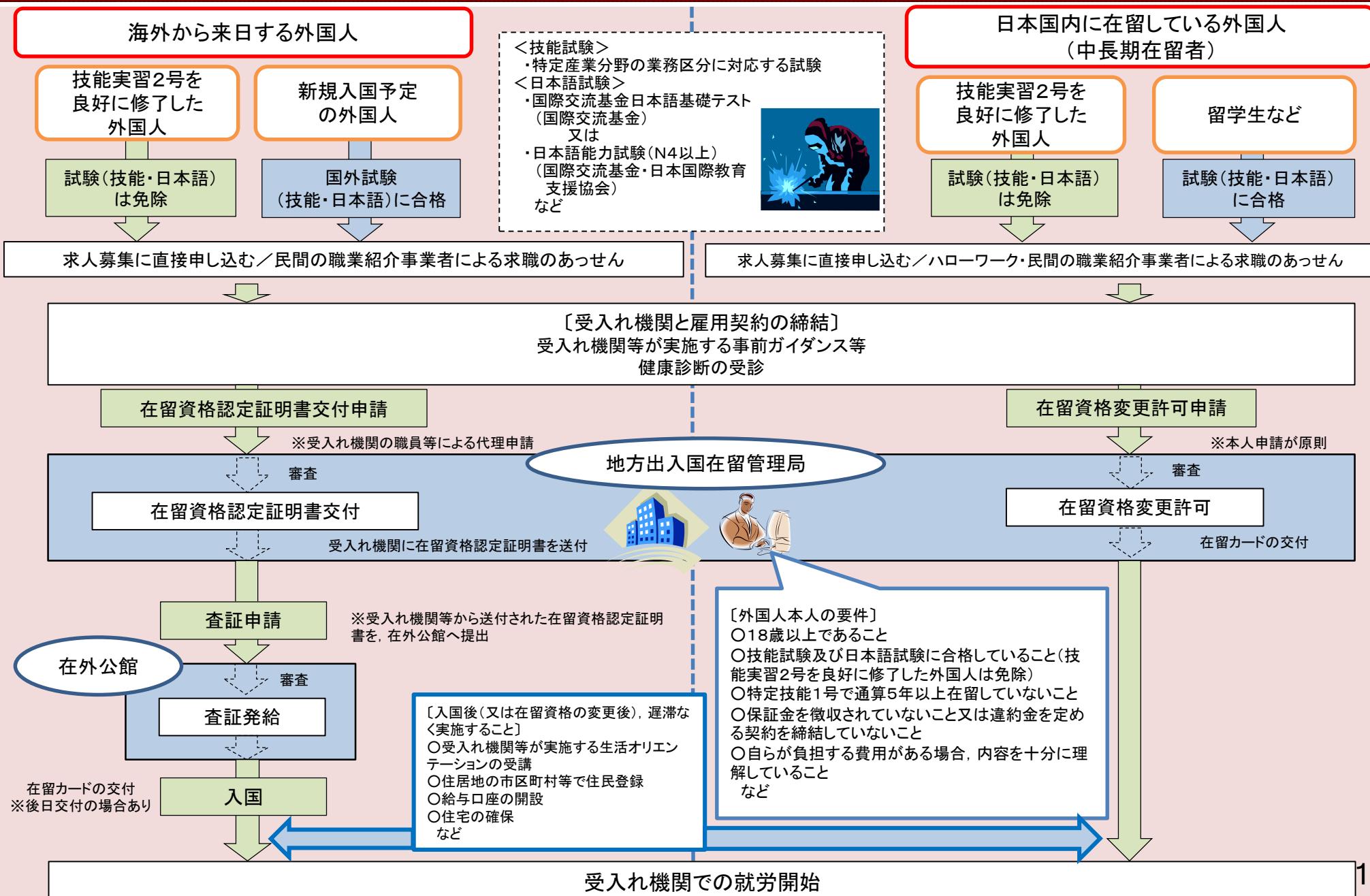
- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



制度概要③就労開始までの流れ



ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。
※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請（※）に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。
※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（14ページ参照）の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（15ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

支援計画の概要②



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

①事前ガイダンス

- ・雇用契約締結後，在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



登録支援機関とは



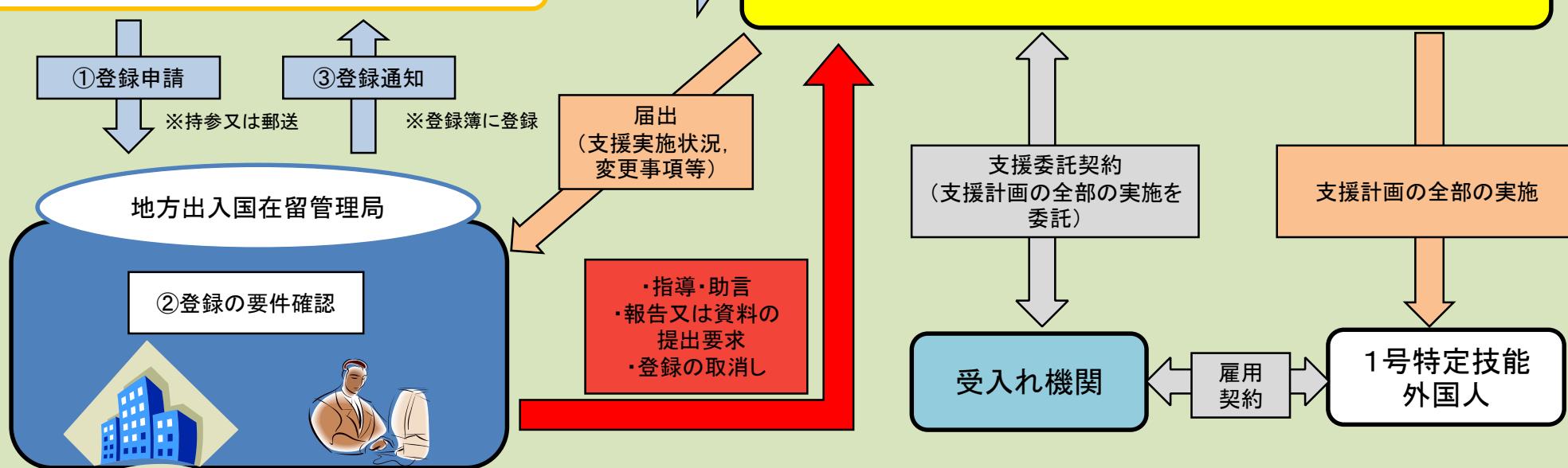
出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

登録支援機関になろうとする個人又は団体

④登録後

登録支援機関



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。



ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を隨時又は定期に行わなければならぬ。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】

- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

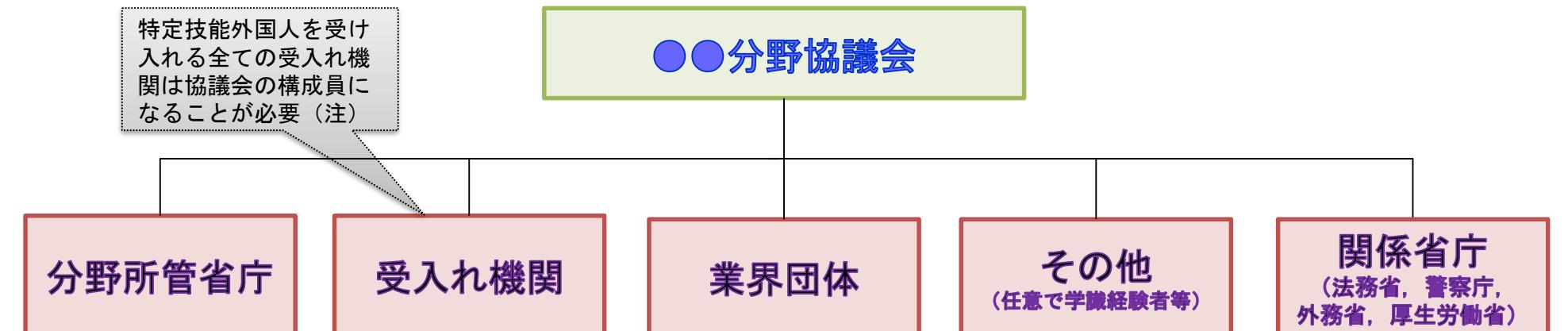
【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに
○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出
①第1四半期：1月1日から3月31日まで
②第2四半期：4月1日から6月30日まで
③第3四半期：7月1日から9月30日まで
④第4四半期：10月1日から12月31日まで



ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受け入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受け入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受け入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介入防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

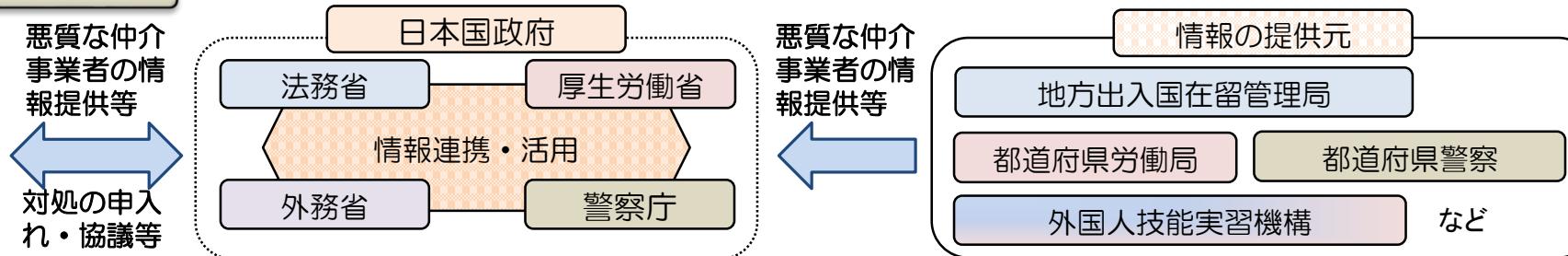
総合的対応策（平成30年12月25日閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
　外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（以下「優先9か国」という。）との間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、必要に応じ、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
 - 問題是正のための協議
定期又は隨時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題のはは正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（12か国）

(令和2年2月4日現在、太字は総合的対応策でMOOCを作成する旨が示された国)

フィリピン (H31.3.19) , カンボジア (H31.3.25) , ネパール (H31.3.25) , ミャンマー (H31.3.28) , モンゴル (H31.4.17)

スリランカ（R1.6.19）, インドネシア（R1.6.25）, ベトナム（R1.7.1文書交換）, バングラデシュ（R1.8.27）

ウズベキスタン（R1.12.17）, パキスタン（R1.12.23）, タイ（R2.2.4）



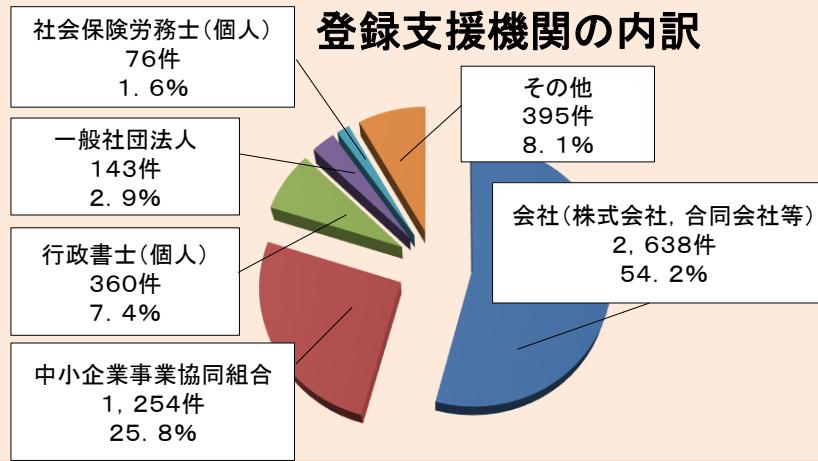
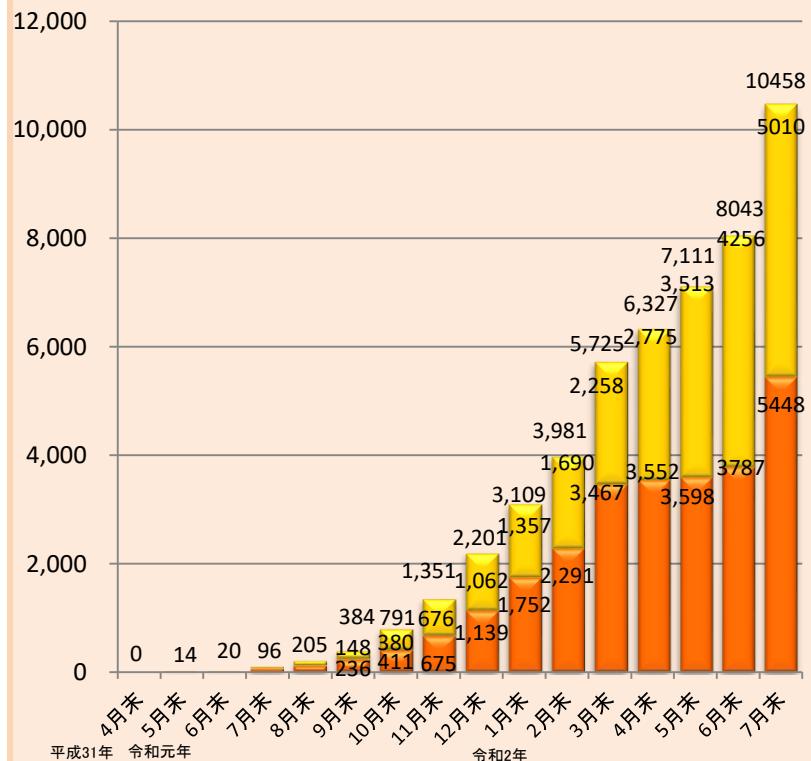
特定技能外国人の許可状況等について(令和2年7月末現在:速報値)

- ① 在留資格認定証明書交付
- ② 在留資格変更許可
- ③ 登録支援機関登録

交付 5,448件
許可 5,010件
登録 4,866件

許可件数等の内訳

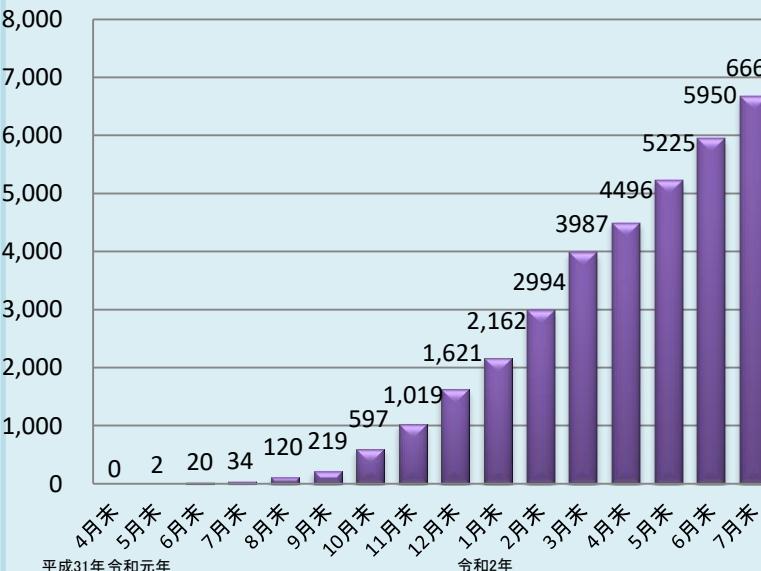
(許可・交付件数)
■ 在留資格認定証明書交付件数 ■ 在留資格変更許可件数



特定技能在留外国人数(令和2年7月末現在:速報値)

特定技能 1 号在留外国人数

■ 特定技能在留外国人数



6,669人

分野	人数
介護	230人
ビルクリーニング	90人
素形材産業	573人
産業機械製造業	592人
電気・電子情報	289人
関連産業	
建設	438人
造船・舶用工業	189人
自動車整備	59人
航空	4人
宿泊	45人
農業	1,020人
漁業	66人
飲食料品製造業	2,365人
外食業	709人

特定技能制度運用状況②



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

特定技能在留外国人数(令和2年6月末現在:速報値)

特定技能 1号在留外国人数 5, 950人

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	287	33	11	35	1	7	31	299	113	208	314	497	448	228	52	40	52	27	29	130	151	204	521	119
構成比	4.8%	0.6%	0.2%	0.6%	0.02%	0.1%	0.5%	5.0%	1.9%	3.5%	5.3%	8.4%	7.5%	3.8%	0.9%	0.7%	0.9%	0.5%	0.5%	2.2%	2.5%	3.4%	8.8%	2.0%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	不詳
在留数	66	109	316	191	21	15	22	26	86	211	33	18	105	57	22	352	17	101	161	47	11	54	70	2
構成比	1.1%	1.8%	5.3%	3.2%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	1.4%	3.5%	0.6%	0.3%	1.8%	1.0%	0.4%	5.9%	0.3%	1.7%	2.7%	0.8%	0.2%	0.9%	1.2%	0.03%

分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	ニンジンクリービル	素形材産業	製造業	産業機械	関連産業	電子情報	電気・気動	建設	舶用工業	造船・造船整備	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業	飲食料品	外食業
在留数	170	84	537	561	268	374	175	54	2	39	930	55	2,094	607					
構成比	2.9%	1.4%	9.0%	9.4%	4.5%	6.3%	2.9%	0.9%	0.03%	0.7%	15.6%	0.9%	35.2%	10.2%					

国籍別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	3,500	597	558	369	291	243	177	49	166
構成比	58.8%	10.0%	9.4%	6.2%	4.9%	4.1%	3.0%	0.8%	2.8%

(注)小数点第一位が0の場合には、小数点第二位まで四捨五入。

特定技能試験等の実施状況について(令和2年7月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)

	実施場所(実施月)	受験者数	合格者数
介護	(フィリピン) 2019年4月～2020年3月, 6月, 7月 (カンボジア) 2019年9月～2020年3月, 5月～7月 (インドネシア) 2019年10月～2020年4月, 6月, 7月 (ネパール) 2019年10月～2020年3月, 7月 (モンゴル) 2019年11月, 12月 (ミャンマー) 2020年2月, 3月 (日本国内) 2019年10月～12月, 2020年3月～7月	(技能試験) 7,475人(注1) (日本語試験) 7,106人(注1)	(技能試験) 4,223人(注1) (日本語試験) 4,407人(注1)
	(フィリピン) 2020年2月, 3月 (ミャンマー) 2019年12月 (日本国内) 2019年11月, 12月	709人	495人
素形材産業(注2)			
産業機械製造業(注2)	(インドネシア) 2020年1月	23人	4人
電気・電子情報関連産業(注2)			
建設	—	—	—
造船・船用工業(注2)	(フィリピン) 2019年11月 (日本国内) 2020年5月	15人	8人
自動車整備	(フィリピン) 2019年12月～2020年3月	32人	25人
航空(注2)	(フィリピン) 2019年11月 (モンゴル) 2019年10月 (日本国内) 2019年11月, 2020年2月	340人	194人
宿泊	(ミャンマー) 2019年10月 (日本国内) 2019年4月, 10月, 2020年1月, 7月	1,852人(注1)	1,140人(注1)
農業(注2)	(フィリピン) 2019年10月～2020年3月, 7月 (カンボジア) 2020年1月～3月, 6月, 7月 (インドネシア) 2020年1月～3月, 7月 (ミャンマー) 2020年2月, 3月 (日本国内) 2020年3月, 6月, 7月	731人(注1)	596人(注1)
漁業(注2)	(インドネシア) 2020年1月	19人	8人
飲食料品製造業	(フィリピン) 2019年11月～2020年3月 (インドネシア) 2020年1月～3月 (日本国内) 2019年10月, 2020年2月	3,488人	2,767人
外食業	(フィリピン) 2019年11月～2020年3月, 7月 (カンボジア) 2020年1月～3月, 6月, 7月 (インドネシア) 2020年7月 (ミャンマー) 2020年2月, 3月 (日本国内) 2019年4月, 6月, 9月, 11月, 2020年2月	8,924人(注1)	5,453人(注1)
合計		(技能試験) 23,608人	(技能試験) 14,913人
国際交流基金 日本語基礎テスト	(フィリピン) 2019年4月～6月, 8月～11月, 2020年1月, 3月, 7月 (カンボジア) 2019年10月, 2020年1月, 3月, 5月, 7月 (インドネシア) 2019年10月, 11月, 2020年1月, 3月, 7月 (ネパール) 2019年10月, 11月, 2020年1月, 3月, 7月 (モンゴル) 2019年11月 (ミャンマー) 2020年3月	8,063人(注1)	2,773人(注1)

(注1) 2020年7月以降に実施された国際交流基金日本語基礎テスト、介護(技能試験及び日本語試験)、宿泊、農業、外食業の受験者数及び合格者数のうち未発表分については、各者数の累計値に含んでいない。

(注2) 業務区分によって試験実施状況が異なる。

基本方針・主務省令等について

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

►特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

►人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

►受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

►国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

►国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

►人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

►治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

►1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

►雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

►基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

3 求められる人材に関する事項

（※）分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能（※）	熟練した技能（※）
日本語能力水準	ある程度日常会話ができる、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力（※）	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能



1 新たに設けた省令(2省令)

① 特定技能基準省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
 - ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
 - ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
 - ・ 外国人が帰国情費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になれる措置を講ずることとしていること
 - など
- 受入れ機関自体が満たすべき基準
 - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - ・ 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
 - ・ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
 - ・ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がない等)に該当しないこと
 - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
 - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行つた実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること(兼任可)等(*)
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること(*)
 - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(*) など

(注)上記のうち*を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要
- 支援計画が満たすべき基準
 - ※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野省令

- 受入れ分野、技能水準

※分野別運用方針を反映させた形で規定

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額(登録時2万8,400円、更新時1万1,100円)、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

2 既存の省令の改正(2省令)

① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準
 - ・ 18歳以上であること
 - ・ 健康状態が良好であること
 - ・ 保証金の徴収等をされていないこと
 - ・ 送出し国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
 - ・ 特定技能1号: 必要な技能水準及び日本語能力水準
(注) 技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
 - ・ 特定技能2号: 必要な技能水準
- など

② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 登録支援機関の登録に関する規定等
 - ・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること(兼任可)
 - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行つた実績があること等
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること など
- 受入れ機関の届出事項等
- その他
 - ・ 特定技能1号の在留期間は通算で5年
 - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は、
特定技能1号 1年、6か月又は4か月
特定技能2号 3年、1年又は6か月 など

〈法第7条第1項第2号、上陸基準省令〉

■ 特定技能1号、特定技能2号に共通の基準

- ① 18歳以上であること
- ② 健康状態が良好であること
- ③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
- ④ 保証金の徴収等をされていないこと
- ⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
- ⑥ 送出し国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経てること
- ⑦ 食費、居住費等外国人が定期に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
- ⑧ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

■ 特定技能1号のみの基準

- ① 必要な技能及び日本語能力を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること(ただし、技能実習2号を良好に修了している者であり、かつ、技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は、これに該当する必要がない)
- ② 特定技能1号での在留期間が通算して5年に達していないこと

■ 特定技能2号のみの基準

- ① 必要な技能を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること
- ② 技能実習生の場合は、技能の本国への移転に努めるものと認められること

〈法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国情費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になれるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適當と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

① 以下のいずれかに該当すること

ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受け入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)

イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること

③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと

④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと

⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと

⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること

⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)



〈法第2条の5第6項、第7項、第8項、特定技能基準省令第3条、第4条〉

■支援計画が満たすべき基準

① 支援計画にア～オを記載すること

ア 支援の内容

- ・ 本邦入国前に、本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
- ・ 出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
- ・ 賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援、預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること
- ・ 本邦入国後に、本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること
- ・ 外国人が届出等の手続を履行するに当たり、同行等をすること
- ・ 生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
- ・ 相談・苦情対応、助言、指導等を講じること
- ・ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること
- ・ 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合において、新しい就職先で活動を行うことができるようにするための支援をすること
- ・ 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働関係法令違反等の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報すること

イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は、委託契約の内容等

ウ 登録支援機関以外に委託する場合は、委託先や委託契約の内容

エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名

オ 分野に特有の事項

② 支援計画は、日本語及び外国人が十分理解できる言語により作成し、外国人にその写しを交付しなければならないこと

③ 支援の内容が、外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、受け入れ機関等において適切に実施することができるものであること

④ 本邦入国前の情報の提供の実施は、対面又はテレビ電話装置等により実施されること

⑤ 情報の提供の実施、相談・苦情対応等の支援が、外国人が十分理解できる言語で実施されること

⑥ 支援の一部を他者に委託する場合にあっては、委託の範囲が明示されていること

⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)



〈法第19条の26、施行令第5条、施行規則第19条の20、第19条の21〉

■登録支援機関の登録拒否事由

※ 次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ、法人のみならず個人であっても登録が認められます。

- ① 関係法律による刑罰に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等
- ③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者(取り消された法人の役員であった者を含む)
- ④ 登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者
- ⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において、過去1年間に自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている者
- ⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者(支援責任者と支援担当者との兼任は可)
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者
 - ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること
 - イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること
 - ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
 - エ ア～ウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること
- ⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者
- ⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備え置かない者
- ⑪ 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者
- ⑫ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させる者
- ⑬ 支援委託契約を締結するに当たり、受入れ機関に対し、支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策



外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(191施策)～

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

外国人材の適正・円滑な受け入れの推進に向けた取組

生活者としての外国人に対する支援

新たな在留管理体制の構築

技能実習法

出入国管理及び難民認定法



短期滞在者（観光客等）



留学生等



日本人の配偶者等



（専門的・技術的分野）
就労資格外外国人

- 政府基本方針
- 分野別運用方針（14分野）



特定技能外国人

新設



技能実習生

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

令和2年7月14日
外国人材の受け入れ・共生
に外に関する関係機会議

我が国に在留する外国人は令和元年末293万人、外国人労働者は令和元年10月末166万人と、過去最高。加えて、平成31年4月から特定技能外国人の受け入れを開始。

令和元年12月に「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。

→現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受け入れ、受け入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

（1）国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聞く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」の設置、地方公共団体との継続的な意見交換）、得られた意見について共生施策の企画・立案に適切に反映

（2）啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

2 外国人材の円滑かつ適正な受け入れの促進に向けた取組

（1）特定技能外国人のマッチング支援策等

- 就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施）
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）

（2）特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）
- 特定技能の受け入れ分野の追加の検討、各分野における特定技能2号に該当する業務の内容や技能試験の実施等の検討の推進
- 国内外における特定技能制度に関する周知・広報の実施
- 介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施
- ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成等の支援

（3）悪質な仲介事業者等の排除

- ODAによる技術協力を通じた開発途上国の関係機関との連携強化

（4）海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や、我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進
- 国際協力機構（JICA）による「日系四世の更なる受け入れ制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

3 生活者としての外国人に対する支援

（1）暮らしやすい地域社会づくり

➢ 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 地方公共団体からの要望を踏まえた外国人受け入れ環境整備交付金の対象範囲の見直し
- 「外国人在留支援センター」における地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の実施及び外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー等の実施
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの策定、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施
- 地方公共団体向けの多言語翻訳システムの導入ガイドラインの策定等
- 行政情報・生活情報の多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信の推進
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人生活支援ポータルサイト、外国人技能実習機構等を通じた必要な留意事項の周知・徹底

➢ 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討
- 国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携

（2）生活サービス環境の改善等

➢ 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 防災・気象情報に関する多言語辞書の民間事業者のアプリ等における活用の促進

➢ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実

- 警察に係る制度に関するウェブサイトの見直し、外国語による掲載情報の拡充

➢ 住宅確保のための環境整備・支援

- 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成
- 金融・通信サービスの利便性の向上
- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（各金融機関における好事例の公表・横展開、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）

（3）日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
- 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
- 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備
- 外国人材との効果的なコミュニケーションを行うまでのポイントやその学ぶ手法の調査等
- 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討、検討結果に基づいた必要な措置の実施

（4）外国人の子供に係る対策

- 幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度についての積極広報の実施
- 集住地域・散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方にについて実践的な研究の実施
- 学習者用デジタル教科書の活用促進、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発等の調査研究の実施
- 全ての都道府県での公立高等学校入試における特別定員枠の設置等を目指した取組、高等学校における日本語指導・教科指導等に関するカリキュラム等の構築
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（地方公共団体が講ずべき事項の指針の策定を通じ、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握すること等の促進）

（5）留学生の就職等の支援

- 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
- 高度外国人材の就職後の活躍に向け、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムの作成
- 大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化

（6）適正な労働環境等の確保

- 「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談体制の強化

（7）社会保険への加入促進等

- 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
- 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から5年への引き上げ

4 新たな在留管理体制の構築

（1）在留資格手続の円滑化・迅速化

- 在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大
- 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
- 「特定技能」の在留資格に係る在留許申請時の提出書類の簡素化
- 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付の実施の検討

（2）在留管理体制の強化

- 日本語能力試験（JLPT）等の証明書の偽変造対策の強化による適切な在留審査の実施

（3）留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受け入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等

（4）技能実習制度の更なる適正化

- 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化及び同機構業務システムの刷新
- 高額な保証金や手数料等による失踪を防止するための実習生に対する積極的な広報活動の実施

（5）不法滞在者等への対策強化

- 在留カードの偽造・改ざんを確認するための無料アプリケーションの配布

1. 受入環境調整担当官の配置

- 外国人の受け入れ環境整備を目的として、全国 11 の地方出入国在留管理局及び支局に計 51 人の担当者を配置。

2. 主な役割

<地方公共団体との窓口役>

- 外国人の受け入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
- 在留外国人向けの相談窓口業務の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

<問合せ先>

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 審査部門	011-261-9658	大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 審査管理部門	06-4703-2115
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 審査部門	022-256-6080	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-393-2398
東京出入国在留管理局	東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F 審査管理部門	03-5363-3015	広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 就労・永住審査部門	045-769-1721	高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 審査部門	087-822-5851
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 審査管理部門	052-559-2151	福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 就労・永住審査部門	092-717-7596
			那覇支局	沖縄県那覇市桶川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

参考資料

- ・技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係について..... ①
- ・特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について..... ②
- ・在留資格「特定技能」についての問合せ先..... ③
- ・地方で就労することのメリット..... ④
- ・優良事例等..... ⑤

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(1／4)

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えび・かご漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
さく井	パーカッション式さく井工事	
	ロータリー式さく井工事	
建築板金	ダクト板金	建設(建築板金)
	内外装板金	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	
	建具製作	
建築大工	大工工事	建設(建築大工)
型枠施工	型枠工事	建設(型枠施工)
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(鉄筋施工)
とび	とび	建設(とび)
石材施工	石材加工	
	石張り	
タイル張り	タイル張り	
かわらぶき	かわらぶき	建設(屋根ふき)
左官	左官	建設(左官)
配管	建築配管	建設(配管)
	プラント配管	
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(保温保冷)
内装仕上げ施工	プラチック系床仕上げ工事	建設(内装仕上げ)
	カーペット系床上げ工事	
	鋼製下地工事	
	ボード仕上げ工事	
	カーテン工事	
サッシ施工	ビル用サッシ施工	
防水施工	シーリング防水工事	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(コンクリート圧送)
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事	
表装	壁装	建設(表装)
建設機械施工	押土・整地	建設(建設機械施工)
	積込み	
	掘削	
	締固め	
築炉	築炉	

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(2／4)

4 食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
缶詰巻締	缶詰巻締	
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
	塩蔵品製造	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工・安全衛生))
非加熱性水産加工 食品製造業	乾製品製造	
	発酵食品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業

5 織維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
紡績運転	前紡工程	
	静紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	
	製織工程	
	仕上工程	
染色	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイヤツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(3／4)

6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)		
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	素形材産業 (鋳造)	産業機械製造業 (鋳造)	
	非鉄金属鋳物鋳造			
鍛造	ハンマ型鍛造	素形材産業 (鍛造)	産業機械製造業 (鍛造)	
	プレス型鍛造			
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	素形材産業 (ダイカスト)	産業機械製造業 (ダイカスト)	
	コールドチャンバダイカスト			
機械加工	普通旋盤	素形材産業 (機械加工)	産業機械製造業 (機械加工)	電気・電子情報関連産業 (機械加工)
	フライス盤			
	数値制御旋盤			
	マシニングセンタ			
金属プレス加工	金属プレス	素形材産業 (金属プレス加工)	産業機械製造業 (金属プレス加工)	電気・電子情報関連産業 (金属プレス加工)
鉄工	構造物鉄工		産業機械製造業 (鉄工)	
工場板金	機械板金	素形材産業 (工場板金)	産業機械製造業 (工場板金)	電気・電子情報関連産業 (工場板金)
めっき	電気めっき	素形材産業 (めっき)	産業機械製造業 (めっき)	電気・電子情報関連産業 (めっき)
	溶融亜鉛めっき			
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	素形材産業(アルミニウム)		
仕上げ	治工具仕上げ	素形材産業 (仕上げ)	産業機械製造業 (仕上げ)	電気・電子情報関連産業 (仕上げ)
	金型仕上げ			
	機械組立仕上げ			
機械検査	機械検査	素形材産業 (機械検査)	産業機械製造業 (機械検査)	
機械保全	機械系保全	素形材産業 (機械保全)	産業機械製造業 (機械保全)	電気・電子情報関連産業 (機械保全)
電子機器組立て	電子機器組立て		産業機械製造業 (電子機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電子機器組立て)
電気機器組立て	回転電機組立て		産業機械製造業 (電気機器組立て)	造船・舶用工業 (電気機器組立て)
	変圧器組立て			
	配電盤・制御盤組立て			
	開閉制御器具組立て			
	回転電機巻線製作			
プリント配線板製造	プリント配線板設計		産業機械製造業 (プリント配線板製造)	電気・電子情報関連産業 (プリント配線板製造)
	プリント配線板製造			

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(4／4)

7 その他(16職種28作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)		
家具製作	家具手加工			
印刷	オフセット印刷			
製本	製本			
プラスチック成形	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形	産業機械製造業 (プラスチック成形)	電気・電子情報関連産業 (プラスチック成形)	
強化プラスチック成形	手積み積層成形			
塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装	素形材産業 (塗装)	産業機械製造業 (塗装)	電気・電子情報関連産業 (塗装) 造船・船用工業(塗装)
溶接	手溶接 半自動溶接	素形材産業 (溶接)	産業機械製造業 (溶接)	電気・電子情報関連産業 (溶接) 造船・船用工業(溶接)
工業包装	工業包装		産業機械製造業 (工業包装)	電気・電子情報関連産業 (工業包装)
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き 印刷箱製箱 貼箱製造 段ボール箱製造			
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形 圧力鋳込み成形 パッド印刷			
自動車整備	自動車整備	自動車整備		
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング		
介護	介護	介護		
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ			
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造			

○ 社内検定型の職種・作業(1職種1作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)		
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング		

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

1 介護

職種名	作業名
介護	介護

(注)平成29年11月1日から対象職種に追加

2 ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

3 素形材産業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て
金属プレス加工	配電盤・制御盤組立て
工場板金	開閉制御器具組立て
めっき	回転電機巻線製作
アルミニウム陽極酸化処理	プリント配線板
仕上げ	製造
機械検査	圧縮成形
機械保全	射出成形
塗装	インフレーション成形
溶接	プロー成形
機械組立仕上げ	建築塗装
機械検査	金属塗装
機械保全	鋼橋塗装
塗装	噴霧塗装
溶接	手溶接
アルミニウム陽極酸化処理	半自動溶接
仕上げ	工業包装
機械検査	工業包装
機械保全	工業包装
塗装	工業包装
溶接	工業包装

4 産業機械製造業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て
金属プレス加工	配電盤・制御盤組立て
工場板金	開閉制御器具組立て
めっき	回転電機巻線製作
アルミニウム陽極酸化処理	プリント配線板
仕上げ	製造
機械検査	圧縮成形
機械保全	射出成形
塗装	インフレーション成形
溶接	プロー成形
機械組立仕上げ	建築塗装
機械検査	金属塗装
機械保全	鋼橋塗装
塗装	噴霧塗装
溶接	手溶接
アルミニウム陽極酸化処理	半自動溶接
仕上げ	工業包装
機械検査	工業包装
機械保全	工業包装
塗装	工業包装
溶接	工業包装

5 電気・電子情報関連産業

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
めっき	金属プレス 機械板金 電気めっき 溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械保全	機械系保全 電子機器組立て 回転電機組立て 変圧器組立て
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
プリント配線板	プリント配線板設計 プリント配線板製造
製造	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形
プラスチック成形	プロー成形 建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
塗装	手溶接 半自動溶接
溶接	工業包装

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

6 建設

職種名	作業名
型枠施工	型枠工事作業
左官	左官作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	押土・整地作業
建設機械施工	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
かわらぶき	かわらぶき作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
	プラスチック系床仕上げ工事作業
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
表装	壁装作業
とび	とび作業
建築大工	大工工事作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
熱絶縁施工	保温保冷工事

7 造船・船用工業

職種名	作業名
溶接	手溶接
	半自動溶接
塗装	金属塗装作業
	噴霧塗装作業
鉄工	構造物鉄工作業
	治工具仕上げ作業
仕上げ	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
	普通旋盤作業
機械加工	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業

8 自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

9 航空

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援

10 宿泊

職種名	作業名

11 農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

12 漁業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延繩漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業	ほたてがい・まがき養殖

13 飲食料品製造業

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工
	節類製造
加熱性水産加工 食品製造業	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
非加熱性水産加工 食品製造業	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工
農産物漬物製造業	農産物漬物製造

14 外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

(注)平成30年11月16日から対象職種に追加

在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 就労審査第三部門	0570-034259 (内線330)
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 (受入・共生関係) 審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査第二部門	審査管理部門 052-559-2112 就労審査第二部門 052-559-2110

[参考: 法務省ホームページ
ページ「新たな外国人材
受け入れ(在留資格「特定
技能の創設」等)」
<http://www.moj.go.jp/nuyukokukanri/kouhou/ny>

官署名	住所	連絡先
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412(代)
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

在留資格「特定技能」についての問合せ先

(造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶員課	TEL 098-866-1838

(建設分野)

※建設特定技能受入計画の審査は、地方整備局・北海道開発局又は沖縄総合事務局が担当しています。計画の審査に関するお問い合わせは、受入れ企業の主たる営業所を管轄する地方整備局等にお願いします。

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 不動産・建設経済局	東京都千代田区霞が関2-1-3 国際市場課	TEL 03-5253-8121
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目 事業振興部建設産業課	TEL 011-709-2311 (内線: 5895)
東北地方整備局	仙台市青葉区本町3-3-1 建設部建設産業課	TEL 022-263-6131
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 建設部建設産業第一課	TEL 048-601-3151
北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 建設部計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 建設部建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前1-5-44 建設部建設産業第一課	TEL 06-6942-1071

(建設分野(続き))

官署名	住所・担当部署	連絡先
中国地方整備局	広島市中区八丁堀2-15 建設部計画・建設産業課	TEL 082-221-9231
四国地方整備局	高松市 サンボート3番33号 建設部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 建設部建設産業課	TEL 092-471-6331 (内線: 6147, 6142)
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

(宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701

(四国運輸局)

官署名	住所・担当部署	連絡先
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735

(九州運輸局)

官署名	住所・担当部署	連絡先
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330

(沖縄総合事務局)

官署名	住所・担当部署	連絡先
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

(自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426, 42414)

(航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 運航安全課 兼員政策室 (航空機整備関係)	TEL 03-5253-8111 (内線: 49124) TEL 03-5253-8111 (内線: 50125)

在留資格「特定技能」についての問合せ先

(農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2159
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産經營産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

(漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

(介護分野)

	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線2844)

(素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野【製造3分野】)

		連絡先
製造3分野企業向け特定技能外国人材制度相談窓口		TEL 03-5909-8762 TEL 03-5909-8746
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-6744-1511 (内線3641)

(外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課 外食産業室	TEL 03-6744-7177

(飲食料品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-2397

(ビルクリーニング分野)

	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医薬・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

**在留資格「特定技能」についての問合わせ先
(特定技能に関する二国間の協力覚書を締結した国に係る各国連絡先一覧①)**

国名	問合せ先		住所等					対応言語
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
フィリピン	日本国内	駐日フィリピン共和国大使館 海外労働事務所（P O L O） http://polotokyo.dole.gov.ph/	106-8537	東京都港区六本木5丁目15番5号	03-6441-0428 03-6441-0478	03-6441-3436	polotokyo@gmail.com	英語、フィリピン語
		在大阪フィリピン共和国総領事館 労働部門	541-2247	大阪府大阪市中央区淡路町4-3-5 URBAN CENTER 御堂筋7階	06-6575-7593	-	poglaborsection.verification2020@yahoo.com	英語、フィリピン語
	海外	フィリピン海外雇用庁前雇用サービス室 Philippine Overseas Employment Administration Pre-Employment Service Office http://poea.gov.ph/	1550	Blas F. Ople Building Ortigas Avenue corner EDSA Mandaluyong City	+632-722-1162	-	marketdev@poea.gov.ph	英語、フィリピン語
カンボジア	日本国内	駐日カンボジア王国大使館	107-0052	東京都港区赤坂8丁目6-9	03-5412-8521 080-3459-7889	03-5412-8526	camemb.jpn@mfaic.gov.kh rithy_bbajp@yahoo.com	日本語、英語、クメール語
		カンボジア王国労働職業訓練省 The Ministry of Labour and Vocational Training of the Kingdom of Cambodia	-	Building #3, Russian Federation Blvd., Sangkat Teklaak I, Khan Toulkok Phnom Penh, Kingdom of Cambodia	+855-23880474 +855-78449959	-	sopheakhoung@yahoo.com	英語、クメール語
	海外	ネパール連邦民主共和国政府 労働・雇用・社会保障省雇用管理局 Japan Unit, Department of Foreign Employment, MoLESS	44600	Buddhanagar, Kathmandu, Nepal	+977-9851180566 +977-1-4782454	+977-1-4782606	japanunit@moless.gov.np	英語、ネパール語
ミャンマー	日本国内	駐日ミャンマー連邦共和国大使館	140-0001	東京都品川区北品川4-8-26	03-3441-9291	03-3447-7394	contact@myanmar-embassy-tokyo.net	日本語、英語、ビルマ語
	海外	ミャンマー連邦共和国労働・入国管理・人口省労働局 Department of Labour, The Ministry of Labour, Immigration and Population of the Republic of the Union of Myanmar	15011	Building no 51, Naypyitaw, Myanmar	+95-67-430186	+95-67-430439	dolmigration@gmail.com	英語、ビルマ語

[参考:法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)」]
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html

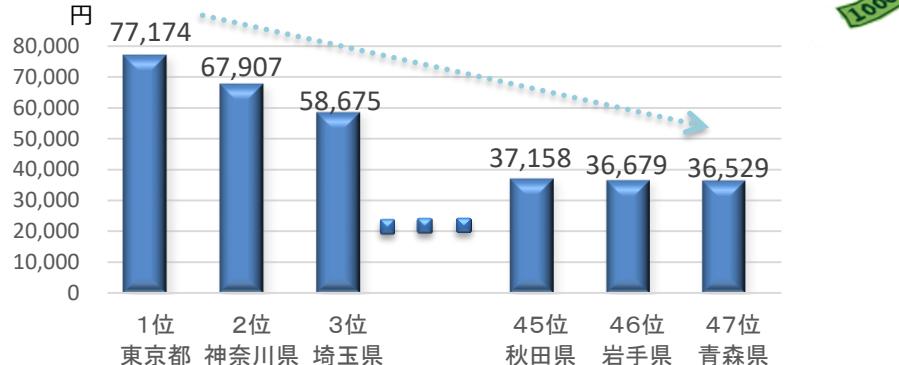
**在留資格「特定技能」についての問合わせ先
(特定技能に関する二国間の協力覚書を締結した国に係る各国連絡先一覧②)**

国名	問合せ先		住所等					対応言語
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
モンゴル	日本国内 ・海外	モンゴル労働・社会保障サービス総合事務所 General Office for Labour and Social Welfare Services	17042	General Office for Labour and Social Welfare Services Building, Chinggis Avenue, 2nd khoroo, Khan-Uul district, Ulaanbaatar city, Mongolia	+976-77121285	+976-70136990	ssw@hudulmur-halamj.gov.mn	日本語、英語、モンゴル語 ※日本語で書面等を送付する場合は、可能な限り英訳を添付した方が望ましいとのこと。
スリランカ	日本国内	駐日スリランカ民主社会主義共和国大使館	108-0074	東京都港区高輪2-1-54	03-3440-6911	03-3440-6914	tokyo.jp@slnkembassy.jp	(確認中)
	海外	スリランカ民主社会主義共和国海外雇用局 Sri Lanka Bureau of Foreign Employment/DGM -Trainining, Recruitment and Marketting			03-3440-6912			
インドネシア	日本国内	駐日インドネシア共和国大使館	141-0022	東京都品川区東五反田5-2-9	03-3441-4201	03-3441-4229	consular@kbritokyo.jp	日本語、英語、 インドネシア語
	海外	インドネシア労働省労働市場開発局 Directorate of Labour Market Development, Ministry of Manpower of the Republic of Indonesia	12950	Jalan Jenderal Gatot Subroto Kav. 51 Jakarta Selatan (Ministry of Manpower of the Republic of Indonesia)	+62-813-1516-7055	-	pasarkerja.kemnaker@gmail.com direktoratph2@gmail.com	英語、インドネシア語
タイ	日本国内	駐日タイ王国大使館労働担当官事務所 https://japan.mol.go.th/en/	141-0021	東京都品川区上大崎3-14-6	03-5422-7014	03-5422-7016	thailabour@crest.ocn.ne.jp	日本語、英語、タイ語
	海外	タイ労働省雇用局 Overseas Employment Administration Office, Department of Employment, Ministry of Labour			03-5422-7015			

[参考:法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)」]
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



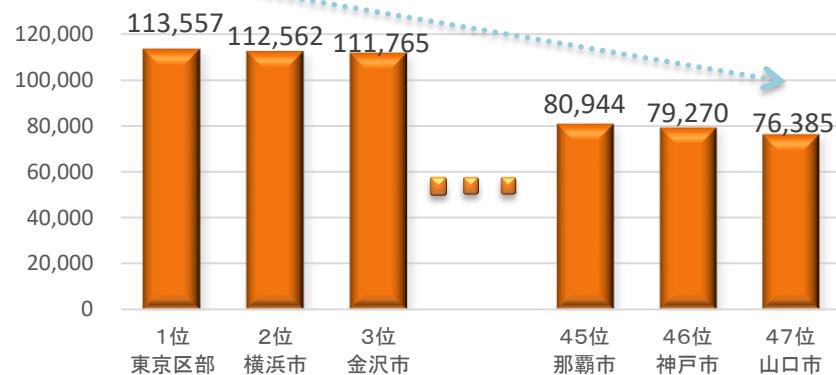
1か月当たり家賃



※総務省統計局住宅・土地統計調査（2013年）により作成



1か月当たり生活費



1か月に得られる所得（手元に残る金額）

○ 家賃についての全国比較

東京都(1位) : 77,174円 ①
青森県(47位) : 36,529円
差額 : 40,645円

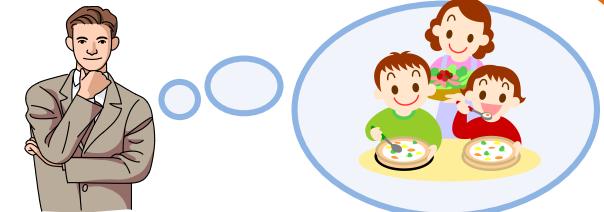
○ 生活費についての全国比較

東京区部(1位) : 113,557円 ②
山口市 (47位) : 76,385円
差額 : 37,172円

○ 1か月の報酬から上記数値（家賃、生活費）を減算することにより、1か月に得られる所得（手元に残る金額）をある程度予測することが可能

例1(都市部の場合) : 228,800円 (注1) (1か月の報酬) - (① (家賃)+② (生活費)) = 38,069円 (手元に残る金額)

例2(地方の場合) : 180,500円 (注1) (1か月の報酬) - (38,447円 (注2) (家賃)+86,440円 (注3) (生活費)) = 55,613円 (手元に残る金額)



(注1) 厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」に基づき作成。東京都(1位)及び宮崎県(47位)における20~24歳の場合の所定内給与額。

(注2) 宮崎県(41位)における1か月当たり家賃。 (注3) 宮崎県(41位)における1か月当たり生活費。

○ 地方は、都市部に比べ家賃・生活費が少ないため、賃金面でも就労するメリットがある。

介護分野における特定技能外国人の受け入れ事例

受入施設の紹介

- ・施設所在地：神奈川県横浜市
- ・事業内容：有料老人ホームの運営
- ・外国人材の受け入れ実績：2019年度より（特定技能外国人1人）
※グループ全体では、他職種の技術・人文知識・国際業務で約120名、留学生や定住者など約80名が就業。グループ会社が登録支援機関としても登録されている。



受入施設の取り組み、工夫

- ✓ 人材不足が深刻な日本において外国人材の活用は必至。その意図と意義を全職員に周知できるよう事前に伝達。
- ✓ 服薬時の名前確認など、外国人材にとって難易度の高い漢字の理解に対し、働きやすい環境を作るため、ふりがなを徹底させるだけでなくICT活用を推進。スマートフォンを使用したシステムによりサポート。
- ✓ グループが持つ外国人材就労支援のノウハウを共有し、LINEによるサポート窓口の開設や交流会の実施により、施設長及び本部との定期面談以外にも、相談しやすい環境を作り、不安をいち早く察知・対応。
- ✓ 食事補助に加え、希望があれば、宗教に合わせメニューを変更することも可能。
- ✓ 本社及び施設による試験合格に向けたサポート。

特定技能外国人に対する受入施設の評価

- ✓ まじめでひたむきに業務を行う姿を見て、周りの日本人スタッフが感化され、相乗効果を示している。
- ✓ 言葉や動作など、介護の基礎を勉強をしているので、習得が早い。
- ✓ 複雑な作業や工程の多い内容に関しては、当然、習得に時間がかかるが、定型的な業務に関しては習得が非常に早い。日本人と比べても同等もしくは同等以上。
- ✓ 日本人と違い、先入観などの主観的な視点がないので、介護にとって必要であるシンプル、かつ、客観的な視点で物事をみることができる。

就労者の紹介

- ・インドネシア人男性（20代）
- ・EPA介護福祉士候補者として4年間にわたり、就労・研修に従事。
- ・介護福祉士国家試験において、合格基準点より7点不足、すべての試験科目で得点。
- ・日本語検定：N2級

本人の声

- ✓ EPA介護福祉士候補者として過ごした4年間で、日本の介護士として働きたいという気持ちが高まり、また、介護福祉士国家試験にもあと7点ということから、再チャレンジしたかった。
- ✓ 早期に介護福祉士試験に合格し、インドネシアで、日本で介護士を目指す人たちに、講師をしたり、介護の良さを伝えていきたい。

美濃工業株式会社

【所在地】中部地方 【従業員数】約700人 【分野】素形材産業

外国人の受入状況：2020年3月現在

- 特定技能1号のタイ人、35名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が13名（国籍はタイ、中国、ベトナム等）、技能実習生が118名（国籍はタイ）。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 業務拡大の中で人手を必要としているが、なかなか日本人の技能工が採用できず、特定技能の人材を充てていきたいと考えている。
- 特定技能の終了後に自社の海外拠点で働いてくれることにも期待している。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 特定技能外国人は、自社での技能実習2号修了者を採用した（在留資格切替と一度帰国した方の再来日）。
- また、外国籍の正社員として、①日本の大学留学経験者を採用すると共に、②日本人と結婚した元技能実習生等を採用し、特定技能外国人と一緒に働いてもらうことにより、外国人同士の良好な関係性が構築できるように工夫している。



鋳造工程（メイン業務）



加工検査工程（付随作業）

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語能力の高い特定技能外国人が作業要領書をタイ語へ翻訳すると共に、業務上のマニュアルもタイ語で整備している。
- 技能実習生と特定技能外国人をはじめ、外国人をラインに混在させることにより、外国人材同士で技能伝承ができるようになっている。
- 日本に不慣れな技能実習生が体調不良になったときには、特定技能外国人が親身になって付き添い等をしてくれている。
- 社内外の行事にも、分け隔てなく積極的な参加を促し、社内運動会や社員旅行、地域のお祭り等で交流を図っている。



タイ語作業要領書



運動会（ミノリンピック）、地域の夏祭りへの参加

▶ 特定技能外国人 本人の声

- Aさん 日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- Bさん 日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。

株式会社府中テンパール

【所在地】中国地方 【従業員数】170人 【分野】産業機械製造業

外国人の受入状況：2020年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、2名を受入れ中。
- 技能実習生が24名（国籍はベトナム、カンボジア）。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 国籍問わず、また在留資格を問わず人材が財産だと考えており、個々の成長を願い、技能実習生の受入れを継続してきた。
- 単純業務でもなく、極めて高い技術やスキルがなければできない業務でもないような、中間技能の業務を担える人材が不足。技能実習を当社で3年間経験し、関係性も築けている技能実習生を特定技能1号として再度受け入れたいという想いを持っていた。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 自社で技能実習2号修了者を採用（一度帰国した後に再来日）。技能実習修了者の中から特に即戦力として期待したい人材について、特定技能1号への在留資格変更を行った。
- また、技能実習受入れ時点で、必ず社長が現地で面接を実施。受入れを決めた実習生には、働くことを通して社会に貢献する喜びや、これまで育ててくれた親への感謝を実感してもらうため、ベトナム現地の孤児院に行くことにしている。
- 特定技能1号として受け入れるにあたっては、本人の保護者にも会いに行き、お子さんがこれからさらに最長5年間、日本で働くことについての意思確認と同意の場を持つようにしている。
- 登録支援機関は利用していない。20年弱の技能実習生の受入れ経験から、外国人受入れに係るノウハウが相当蓄積しているためである。

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 地域の清掃活動や、お祭りへの参加、社内イベントの企画・運営等、企業内外の活動にも積極的に関わってもらっている。特に、少子高齢化により地域のお祭りが存続危機になっていたが、町内会から相談を受け、9年前から実習生たちが参加し、盛り上げている。
- 日本語能力向上のため、毎年7月と12月に実施される日本語能力試験を受験する技能実習生、特定技能外国人を対象に、試験の3ヵ月前から、N2・N3にクラス分けをして、週2～3回の日本語勉強会を開催している（周辺の他社に在籍する技能実習生等も参加）。
- 日本人職員と同様、給与の支払い時には、明細と一緒に、社長から労いの気持ちを書いたメッセージを日本語、母国語で添えて、お礼を伝えている。



お祭りへの参加



社内での日本語勉強会



メッセージ付の給与明細

▶ 特定技能外国人 本人の声

- 日本に来たころは苦労ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より早く良い製品を作れるようになることです。
- 日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業の紹介

- ・本社所在地：千葉県
- ・許可業種：建築工事業、内装仕上工事業

受入企業の取り組み、工夫

- ✓ 日本の文化や歴史に興味を持てるよう、地域で開催されるお祭りへ参加。（世界遺産・富岡製糸場の観光なども実施）
- ✓ 毎年社内旅行を実施し日本の風土を体感してもらう。
- ✓ 能力に応じ指導を受ける側からする側へ移行していくことで作業工程を熟知させる。
- ✓ 今後、職長教育、キャリアアップシステムゴールドカードのレベルに相当する技能教育を施す。

活躍の様子

- ✓ 技能検定1級取得により、現場からの信頼も厚い。1級技能士を目指そうとする後輩も増え、社内の技術力アップにつながっている。
- ✓ 熟練工に匹敵する技術をもち、受入れ中の技能実習生、建設就労者のお手本となっている。



就労者の紹介

- ・中国人男性
- ・職種：内装仕上げ

本人の声

- ✓ 初めて技能実習生として日本に来た時は、仕事を生活も覚えることが多くて大変だった。
- ✓ 再入国してからは日本の風習、文化にも慣れてきてリラックスして生活ができるようになった。

受入先における給与体系のイメージ

- ・技能実習時（月額基本給） 12万円（2006年）
↓
- ・外国人建設就労者時 約20.3万円
(月額基本給)
↓
- ・特定技能（月額基本給） 約24.3万円
※技能習熟等に応じた昇給、賞与あり



受入企業の取組み例(造船・舶用工業分野)

受入企業 の紹介

・企業名：造船所A社 ・所在地：九州地方
・外国人の出身国：ベトナム

受入企業の取り組み、工夫～地方都市で安定した就労・生活環境の提供～

✓ 就労支援

- ・ベトナム語を理解できる常勤社員が指導担当社員と一緒に安全面・技能面の指導を行う。生活面の相談にも丁寧に対応する。
- ・支援責任者が本人と毎月定期的に面談を実施して、職場や生活上の要望・相談などを聞き取りしている。

✓ 生活支援・余暇の充実・交流

- ・外国人専用の寮を設けている。寮は近隣のスーパー・マーケットまで徒歩3分の立地。
- ・寮の食堂で朝食・夕食を、会社で昼食を食べられるようにしている。
- ・届け物は寮管理人が代理で受け取り、本人帰寮後に受け取れるようにしている。
- ・寮には離れて暮らす家族と連絡が取れるように無料Wi-Fiを設置している。
- ・サッカー、バドミントン等を楽しめるよう、休日に市営グラウンド・体育館を借用手配。
- ・旧正月行事を開催。（春節・テト祭：余興・抽選会など。職場日本人も参加）



春節・テト祭



外国人専用の寮



部屋の様子

造船所A社で働く特定技能者の声

- ✓ 技能実習生・造船就労者そして今回の特定技能1号在留資格で就労する機会を得ることができてよかったです。
- ✓ 受入会社では実習生・就労者としての滞在経験があり、会社や溶接作業にも慣れていて仕事がしやすいです。
- ✓ 職場では実習生・就労者の人に仕事を教えたり、グループのまとめ役としても頑張りたいです。
- ✓ 寮が会社やスーパー・マーケットに近い場所にあるので便利です。



受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 3年間 … 技能実習生
- ✓ 3年間 … 造船特定活動（造船就労者）
- ✓ 5年間 … 特定技能1号
として最大で11年間溶接作業を経験させる。
将来的には特定技能2号としての受入れも検討。

特定技能制度に対する受入企業の評価

- ✓ 実習生の経験を活かして日本で更なる技能向上が図られるので外国人材・企業双方にとって望ましい制度である。
- ✓ 特定技能者の存在は実習生・就労者のモチベーションが上がりキャリアアップに繋がる。我が国の産業発展に寄与する制度である。

受入企業 A

【受入企業の経営体概要】

所在地：埼玉県 工員：21名

【特定技能外国人の情報】

受入時期：令和元年9月

人数：1名 国籍：フィリピン

【受入れ機関の取り組みの一例】

- ・住居については、安価な社宅費にて借上げ住宅（2DK）提供
- ・社会貢献の希望から、ボランティア活動（富士山清掃）に参加

【特定技能外国人の主な業務】

- ・定期点検整備（例：トランスミッションオイル量の確認）



《定期点検整備の様子》



《ボランティア参加風景》

【好事例】

- ・同職場及び近隣の系列工場に6名いる自動車整備職種の技能実習生に対して仕事やプライベートの相談や指導を行つており、職場の雰囲気も非常に良好

受入企業 B

【受入企業の経営体概要】

所在地：広島県 工員：22名

【特定技能外国人の情報】

受入時期：令和元年10月

人数：1名 国籍：フィリピン

【受入れ機関の取り組みの一例】

- ・個人別の目標の設定と、上長による定期的な評価フィードバックを実施。その結果を給与に反映させることでモチベーション向上
- ・日本の国家資格である「自動車整備士資格」を取得するという目標があることから勉強会を実施
- ・母国の家族との連絡を取りやすくするため、WI-FIを設置

【特定技能外国人の主な業務】

- ・定期点検整備（例：排ガス発散防止装置の配管の損傷及び取り付け状況の確認）
- ・分解整備（例：ブレーキキャリパの取り替え）



《定期点検整備の様子》



《分解整備の様子》

受入企業 の紹介

- ・本社所在地：千葉県
- ・技能実習生の出身国：ミャンマー
- ・受入開始：平成27年度より

受入企業の取り組み、工夫

○就労状況等のフォローアップ

- ✓ 4～5名に対し1人の専任インストラクターを任命し、日常生活における指導等も含めて対応を行っている。
- ✓ 定期的にミャンマー人通訳を入れた人事面談を実施し、結果をフィードバックして改善を図っている。

○生活サポート

- ✓ 住居は社員寮を提供している。
- ✓ 基本的な生活必需品（寝具、冷蔵庫、炊飯器、調理器具等）は会社支給。その他、買物等の移動用として寮に自転車を配備している。

○地域交流

- ✓ インストラクターと共に各種イベントやボランティア等にも参加し、日本の文化についても理解を深めもらっている。



就労制度に対する受入企業の評価

- ✓ 外国人技能実習制度を導入することで、日常業務では接する機会が少ない海外人材と交わる機会が生まれ、社内従業員の視点拡大に繋がった。
- ✓ 文化や言葉の違いなどから、日本人に対して教える以上の難しさがあり、結果的に、どうすれば相手に伝わるかを考え続ける習慣ができた。指導の工夫を積み重ねることによってインストラクターの力量が上がり、当社においても貴重な人材育成の場となっている。
- ✓ 日常生活における指導等も含めた対応が求められるため、インストラクターの人選や指導内容の検討に労力が掛かる場面も多い。



技能実習生の
歓送迎セレモニー

実習生の声

- ✓ 日本での作業のやり方・考え方・ルールを勉強している。
- ✓ 日本独自の考え方である5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）/KYT/アサーションを学ぶことができ、興味深い。
- ✓ 作業開始前に、昨日発生した事象の内容を共有することで、同じ事象を発生させない仕組みが出来ていると感じた。
- ✓ 日本の従業員がお客様目線に立って作業していることに驚いた。
- ✓ ランプ、カーゴなどのグランドハンドリングサービスを一つの会社ですべて行なっているので、広い視野でグランドサービスを見ることができ、たくさんのこと学べた。



チームで固縛方法を
学習



インストラクター監視のもと
単独で特殊車両を操作

受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 入国前2か月間…派遣講師による基礎教育（日本語教育を含む）を実施
- ✓ 3か月間…座学・安全教育・生活指導
- ✓ 3か月後…技能実習生として空港グランドハンドリング業務に従事
- ✓ 1号・2号技能実習（計36ヶ月）修了後…母国の空港グランドハンドリング事業に従事

※実習の過程で必要となる社内資格の取得や、教育の受講等も一般社員と同様に実施。

※希望すれば3号技能実習により更なる技能向上も可

農業

【受入れ機関概要】（令和2年2月現在）

所在地：長崎県平戸市

従業員：正社員3名、派遣社員16名 計19名

経営規模（派遣先）：県内のJA、農家 等

【外国人材の状況】

受入れ開始：令和元年12月（カンボジアより）

- 令和元年12月にカンボジア技能実習2号修了生2名をJAへ派遣し就労開始。レタスなど野菜の圃場作業等を農家から請け負う。令和2年2月末現在で島原地域にJAや農家に16名を派遣。

☆県の主導により派遣会社を設立し、外国人が安心して暮らし、就労できる環境づくりを実施

【県全体で派遣受入れを取組】

- 長崎県では、農業分野における労力不足に対処するために平成31年2月に県公益法人、県JAグループ、人材派遣会社が出資し、人材派遣を行う新法人を設立。
- 農業分野における特定技能外国人受入れにあたり、県段階の協議会のほか、県内ブロックごとに「受入市町連絡協議会」を設置。この中で地域住民との交流の場の設定や農作業マニュアルの翻訳などの取組により、外国人と地域住民の共生社会の実現を目指す。
- 外国人向け住居対策として県の遊休公舎を活用。



島原地域
受入連絡
協議会



レタス
収穫作業

特定技能

漁業

【受入れ機関概要】（令和元年6月現在）

○漁業種類：いか釣り

○所在地：石川県

○実習実施者：20者（23隻）

○実習生：79人（インドネシア）

技能実習

【受入れ機関の取組】

○余暇の充実

- 休漁期を利用したバス旅行

○地域交流

- 市民卓球大会やバドミントン大会への参加
- 2001年1月から毎年オーディションでインドネシア人漁業実習生バンドを結成（バンド名：チュミ・ボーイズ*）し、地元の福祉施設、公民館や学校などを訪問して日本とインドネシアの歌やダンスを披露

*「チュミ」はインドネシア語で「イカ」を意味する

○日本語習熟

- 日本語学習会への参加
- 日本語学習の一環でNPO法人の協力を得て日本の歌を練習

○母国との絆

- スマトラ地震の際には街頭募金活動を行い、自分たちの小遣いも加えて母国へ献金



グループホーム訪問



公民館まつりに参加

飲食料品製造業

【実習実施者概要】（令和2年2月現在）

技能実習

所在地：北海道

従業員数：正社員10名 パート60名 その他派遣等

経営規模：1事業所1工場（サラダ製造、そう菜製造）

【外国人材の状況】

受入れ開始：平成29年9月（ベトナムより）

【受入れ機関の取組】

- ・積極的な近隣の日本人住民との交流により相互理解を図っている。
- ・地域の清掃やボランティアなどに積極的な参加している。



自主的な行動で地域の清掃に取り組んでおり、住民との相互理解ができている



祭りや書道・絵画展などの地域行事に参加し、住民とのコミュニケーションが取れている

外食業

【受入れ機関概要】（令和2年2月現在）

特定技能

所在地：大阪府

店舗数：7店舗 従業員：約80人

業態：餃子・ラーメン・中華料理店

【外国人材の状況】

Dさん（男性・26歳・ベトナム出身・2017年来日・N4取得）

受入れ開始：令和元年8月

【受入れ機関の取組】

- ・会社として様々な在留資格の外国人を採用し、いくつかのキャリアプランを策定している。
- ・外国人には、繁忙で仕事に追われる都心立地店ではなく、あえて郊外店でしっかり日本語や習慣を身につけてもらいつつ、店では中心スタッフとして働いてもらうことで本人のやる気向上を図っている。更に、地方店に外国人を配置することで、地域の人材不足解消を目指している。
- ・同じ出身国のマネージャによりアドバイスを受けられるようにすることで、外国人にとって働きやすい体制となるよう心がけている。



Dさんが働くお店の外観



厨房に立つDさん

受入企業の紹介

業種：ビルメンテナンス企業 所在地：東京都、神奈川県
 在留資格別人数：技能実習生53名、特定技能5名（全員ベトナム出身）
 受入開始：実習生は2016年8月～、特定技能は2019年10月～

受入企業の取組や工夫

○企業単独型の強みを生かした教育

入国前後の研修にビルクリーニングのプログラムを取り入れることにより、より深い教育が実現し、実習開始がスムーズに

○評価制度・福利厚生の充実

- ・日本語検定、ビルクリーニング技能試験、社内評価試験に合格すると基本給が昇給するなど、技能実習・特定技能の賃金改定規程を作成
- ・実習修了後の目標設定と昇給額を明確化することにより、外国人材のモチベーションが向上
- ・グループ会社間でボーリング大会、登山イベントなどの社内交流を実施し、日本人・外国人材のチームワークを強化

○生活面のサポート

- ・自社宿舎を用意し、先輩との同居により生活面の不安を解消
- ・携帯電話、Wi-Fi無料提供により母国の家族と通話できる環境を整備
- ・ベトナム人の通訳を雇用し、母国語での相談に応じることや病院へ同行することで不安解消



<登山イベント>

特定技能外国人の紹介

ベトナム人女性 27歳
 日本語能力試験N3合格
 技能実習2号修了後、特定技能に

特定技能外国人の声

- ・来日前は不安だったけど、会社がサポートしてくれたので、早く生活に慣れることができた
- ・日本のビルクリーニング技術、日本語、日本の文化を理解できたので、この会社で働けてよかったです
- ・将来は、ベトナムで日本語関係の仕事や、日本に行きたい人の手伝いをしたい



受入企業の声

・当社では、技能実習2号修了者のステップアップとして、特定技能制度を活用している。技能実習の期間を含め最大8年間の就労が見込まれるため、技能実習生に対する指導といった活躍を期待している。

- ・契約先からは、「特定技能外国人の働きぶりに対し、「実習生の頃より責任感が強くなって頑張っている」との評価をいただいている。
- ・特定技能外国人自身も、実習生から正規職員になったことで、実習生の時よりも高度な仕事を任され、やりがいを持って仕事をしている。

技能実習（3年）

特定技能（5年）

8
年